

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府宇治琵琶33		平成24年10月15日 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 宇治市長 久保田 勇 電話 0774 - 20 - 8726					
主たる業種	行政						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	細分類番号	9 8 2 1				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20年度より適用する「宇治市地球温暖化対策実行計画 (第3期計画)」の取組を徹底することで、温室効果ガス排出量の削減を目指す。具体的には省エネルギーの取組による電力・都市ガス使用量の削減、エコドライブ等の推進による公用車燃料使用量の削減、紙、水使用量、ごみの排出量の削減にすべての施設を挙げて取り組む。						
計画を推進するための体制	環境企画課を事務局とする。各所属では所属長を中心として取組を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,616.1 トン	10,318.7 トン	10,318.7 トン	10,318.7 トン	-11.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,616.1 トン	10,318.7 トン	10,318.7 トン	10,318.7 トン	-11.2 パーセント	
	目標の根拠	議会棟の蛍光灯をHf管に更新、東宇治浄化センターにおけるしきスキップホイスの現行機種能力向上、貯留槽駆動機の駆動効率の向上等、今後もハード面での積極的な施策を取り組むことで10%削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	オフィス等	事業活動に伴う排出の量 (職員数)	8.20	7.29	7.29	7.29	-10.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠 ハード面での積極的な施策に加えて、6月1日から9月31日、12月1日から3月31日を「省エネルギー強化月間」とし、クールビズ及びウォームビズの取組を実施している。また、各職場において昼休みの消灯を可能な限り実施している。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		59.0	75.0	79.0	79.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	水道庁舎、市庁舎議会棟他のHf化					
	(24) 年度	今後検討					
	(25) 年度	今後検討					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月第1水曜日のノーマイカーデーの実施率100%を目指す。					
	上記の措置を採用する理由	本市で実施している宇治市地球温暖化対策地域推進計画を踏まえ、本市も一事業者であるという立場から、通勤における自動車及びバイクの使用抑制に努めることにより、CO2の削減に寄与しようとするものである。平成20年7月からこの取組を実施している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコファミリー事業、緑のカーテン事業、地域での講演会、小学生対象の環境講演会、宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議による活動。						
特記事項	※①温室効果ガスの排出の実績及び削減目標については、現在宇治市で実施している実行計画の目標年度と合わせて平成24年までとなっております。②宇治市では実行計画との整合性を図るため、平成12年度の排出係数を使用しております。そのため、宇治市発表の温室効果ガス排出量と多少の差が生じております。③原単位当たりの温室効果ガス排出量 (事業活動に伴う排出量/職員数) の職員数については、平成22年度数を使用しております。④温室効果ガス排出内訳書が平成22年度単年度分の理由：平成22年度から小中学校に空調設備の設置が始まりました。また、平成22年度から市庁舎の照明の一部を蛍光灯からHf管への更新を行ったため過去3年間の平均が図れないため、基準年度を平成22年度の単年とした。原単位の指標については、基準年度は平成23年3月末の職員数 (1416人) とし、第1年度は平成23年4月1日の職員数 (1416人) とした。また、平成24、25年について第1年度の原単位の指標と合わせた (1416人)。 ※【H24追記】省エネ法に準拠し、公用車、居住部、街灯などの道路付帯施設、及び河川付帯施設に関連する、電力使用量及び燃料使用量については、対象外とした。(基準年度における排出量・原単位を修正しました。)						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。